

子どもの幸せ

未来世代へのケアリング・ワールドの創造をめざして

大学教員の社会的使命は、研究・教育・社会貢献をバランスよく社会的要請に基づき提供することです。

宮嶋研究室では、社会福祉学・ソーシャルワークの学問体系に即して、今と未来の子どもたちの幸せづくりに貢献できる市民力やプロフェッショナルリズムの研究・育成・啓発・実践を行っています。

宮嶋研究室

[JUN² Laboratory]

〒501-3993

岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地

中部学院大学関キャンパス研究棟

7階 2701号室

TEL&FAX : 0575-24-9384

E-mail : miyaji@chubu-gu.ac.jp

研究テーマ

子どもの幸せ、スクールソーシャルワーク、コミュニタリアニズム

ニュージーランド、生殖医療福祉、ケアリング、ソーシャルワーク

出会い、そしてヒトの萌芽にはじまる Well-being の探求

わが国では、血のつながりが家族の絆の前提であると考えられる傾向は根強いものがあります。「子どもが欲しい」と願うカップルの多くは「私たちの子ども＝血がつながっている＝遺伝子が継承される」を想定していることでしょう。

生殖医療・再生科学の進歩は、ヒトの発生への医療の関与を可能としました。人間の Well-being に関する人間福祉学の研究範ちゅうは、「ヒトの萌芽」や「将来の子どもたち」のあり方にまで及び、**未来志向型人間福祉学**の確立を必要としています。

現に生を受けている子どもたちの「福祉」を実現するためには「子どもの声」に耳を傾け、子どもが参画の梯子（はしご）をのぼれるよう、条件・状況を整えることが、私たちにできることです。とくにソーシャルワークが担う子どもの権利の擁護（ようご）とは、当事者の声（非言語含）を無知の姿勢（先入観に囚われない）で「聴く」ことからはじまります。

問われているのは「生まれてくる子の福祉」についてです。私のこれまでの研究では、ニュージーランドの子ども観のように、社会全体が「子どもが生まれてくることを何よりも尊重する」社会づくりが大切だということです。今を生きる大人は、意思表示ができます。これが根本的に「未来世代」との違いです。未来世代を思うとき、「意思」を乗り越える思想が必要です。それは、無条件に「生まれてきてくれてありがとう！」というケアの思想とそのつながり（＝ケアリング）の探求ではないでしょうか。



Pro: 1964年生。東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科博士後期課程修了。博士（ソーシャルワーク）。

2007年4月から中部学院大学人間福祉学部・准教授。社会福祉士、介護福祉士、生殖医療相談士。

これまでの研究成果

生殖ケア・ソーシャルワーク理論の構築と子どもの幸せ

【キーワード】

非配偶者間生殖医療、 ナラティブ・アプローチ、 子どもの出自を知る権利、 社会的虐待、
子どもの幸せ、 インタビュー調査、 ソーシャルワーク

I. わが国における生殖補助医療技術の歴史

1) わが国における人工生殖と子の福祉に関する歴史的考察—「人工授精子」誕生の時代(1949～1978年)に着目して

ここでは、非配偶者間人工授精が「社会的虐待」と呼び得る構造のもとに行われてきたという筆者らの仮説の妥当性を歴史的な視点から論証するため、「人工授精子」が誕生した時代（1949～1978年）における論争に着目して探索を試みた。

その結果、この時代における人工生殖に関する論点は、①優生思想、②社会的道徳的認知、③家族・私人間関係の3つに整理することができた。また、同時代における論争は、人工生殖の是非論からリスク論に変化していることが明らかになった。さらに、同時代は、「子」を人工授精の当事者とすることからも排除し、「人工授精子」の存在を社会化しなかった時代だったと認め得るものだったことが明らかになった。

II. 生殖補助医療技術に関する社会的認知

1) 量的調査による配偶子提供子の社会的認知に関する一考察

本稿では配偶子提供で生まれた子の福祉を擁護することを目的として行っている研究の一環として、「配偶子提供で生まれた子に関する社会的認知に関する調査」と題して行った量的調査の解析結果とそこから導かれる考察結果を報告した。

本調査の結果、本稿で実証しようとした「D I 者の苦悩の本質に『社会的虐待』と呼べる人権侵害の構造が存在する」という仮説を構成するD I 者の声に、調査対象者が耳を傾けることにより、D I 者を取り巻く状況を、同一の構造として理解することができるという結論を得た。

そうであるならば、D I 者の声に耳を傾けることにより、D I 者が遭遇している「社会的虐待」からD I 者を解放するための鍵や焦点を明らかにできる可能性がある。

III. 生殖補助医療技術に関する本質の探究

1) 非配偶者間人工授精で生まれた子どもの「社会的虐待」からの解放

この研究は、非配偶者間人工授精により生まれた子どもの人権擁護を目的としている。日本における非配偶者間人工授精（=Artificial Insemination by Donor。以下、A I D）に関する様々な問題は、A I Dで生まれた子どもの訴えが表明されることにより顕在化した。

この研究では、欧米における子どもが親を知る権利に関する法の整備状況等を文献並びにインタビューにより調査した。また、アメリカ並びに日本においてA I Dで生まれ成人した者（=Donor Insemination。以下、D I 者）へのインタビューを行い、具体的に「インフォームド・コンセントがないところで勝手に行われた」「『精子+母』で『私』が誕生したのではなく、そこに『人』がいたと確信したい」など「物語の喪失」といえるD I 者の発話を得た。この研究においては、D I 者の発話を分析するにあたり、小児科学や心理学におけるナラティブの視点を参照するとともに、ナラティブ・アプローチを活用し、D I 者を支援する上での最重要課題の1つが、「物語の再構築」であるととらえた。我々は、インタビュー調査の結果をもとに、D I 者がおかれた状況が「社会的虐待」と呼べるものであるという仮説を構築した。その後、私は数年にわたり、日本やアメリカのD I 者へのインタビューを繰り返

返し、D I 者を取り巻く「社会的虐待」の本質をさらに掘り下げて分析してきた。

その結果、我々が「社会的虐待」と呼ぶ状況からD I 者を解放し、D I 者の人権を回復するためには、D I 者を「怒りや恥」という感情から解放する「物語」と、遺伝上の父を知るという「物語」との、2つの「物語」を再構築することが求められることが明らかになった。

2) 非配偶者間人工授精の本質＝子どもに対する「社会的虐待」

この研究は、非配偶者間人工授精により生まれた子どもの人権擁護を目的としている。

日本における非配偶者間人工授精は、約 50 年前から実施されており、非配偶者間人工授精で生まれた子どもの訴えが、国際的な情報として伝播されるようになったことにより、様々な問題が顕在化するに至った。

この研究では、アメリカ・オーストラリア・スウェーデン・ノルウェーにおける、子どもが親を知る権利に関する法の整備状況を把握するとともに、わが国の『子どもの権利ノート』が「出自を知る権利」をどのように取り扱っているのかを分析した。また、非配偶者間人工授精で生まれた子ども（D I）へのインタビューを行い、具体的に「インフォームド・コンセントがないところで勝手に行われた」「『精子+母』で『私』が誕生したのではなく、そこに『人』がいたと確信したい」などというD I 当事者の声を抽出でき、D I 者を取り巻く諸問題の構図を実証的に構築することができた。

本研究はソーシャルワーク研究であり、その領域の一つの柱として確立していくためには、当事者支援と共に環境整備にかかる視点を重要視しなければならない。その視点からみた最大の課題は、家族形成過程に苦悩を抱えるD I 児の声を一般市民や生殖補助医療に関する関係者・学識経験者に伝え、人間の尊厳とは何かを問うていくことであり、そのような世論形成のうちに当事者とのパートナーシップと後方支援の体制を構築していくことである。

本研究は、「子どもの福祉を優先する」という理念を、「出自を知る権利」を中核に据え、D I 者の福祉の増進を図る必要があることを当事者の声から実証し、学術的承認を得、かつ、この理念をわが国の生殖補助医療にかかる制度・施策上で承認されていくことをねらっている。

本研究が進展することは、わが国における生殖補助医療の法整備並びに管理・運営体制の構築のうち、「子どもの権利擁護」という観点においては国際的な水準からみて、遜色ない水準に到達することに結びつくと考える。

本研究の成果は、①D I 者への直接的支援のあり様を明確化し、②D I 者支援の国際的水準を探求し、③支援環境整備—D I 者がいつでも気楽にアクセスできる「拠点」の構築、D I 者に対する社会的な認識作り、「(仮称) 生殖補助医療法案」が真にD I 者の福祉を最優先した法律となるような提言の実施、を行うことを本研究がめざし、同時に実践基盤の整備をめざすものであるからである。

IV. 日本における生殖補助医療に関する政策

1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する福祉的視点からみた課題

2013 年 5 月、厚労省内に「不妊に悩む方への特定治療支援事業のあり方に関する検討会」が設置された。この検討会は、年齢と出産率・出産リスクの関係についての普及啓発を推進するとともに、特定治療支援事業をより安心・安全・適切に運用するため、当該事業等の今後のあり方について検討するものである。

本稿の目的は、上記検討会の議論を踏まえ、不妊に悩む方及びカップルの願い(=ニーズ)の充足に必要な施策が、税金を投入することの妥当性を確保した上で、社会連帯に基づいて実施されるために、今後、政府が行うべき施策上の工夫と運用方法を提示することである。

本論の結論は、第一にいつでも誰でも必要な情報を入手できるシステムとして、不妊専門相談センターの機能を拡充していくこと、第二に専門的援助者の量的充足を測ること、そして専門的援助者が、人間の尊厳を根幹として持つ人材として育つための教育システムを構築する必要があること。これらを政府は人々の生活圏域で推進していく必要があるということである。

V. 国際社会における生殖補助医療に関する実践研究

1) 非配偶者間人工授精子の求めに即したソーシャルワーク・プラクティスに関する研究

－ナラティブ・アプローチの適用可能性について－

この研究は、非配偶者間人工授精（=Artificial Insemination by Donor）で生まれた子の求めに即したソーシャルワーク・プラクティスのあり方を見出すことを目的としている。

この研究では、アメリカおよび日本の非配偶者間人工授精で生まれた成人した者（=Donor Insemination）へのインタビューを行って得られた発話記録を研究上の指標として用いて、わが国における医療・保健・福祉にかかる専門家へのインタビュー（第1調査）を行い、その後、米国における不妊カウンセリングを行う専門家に、第1調査と同様の指標を用いてインタビューを実施した（第2調査）。

第1調査と第2調査によって得られたトランスクリプトを分析した結果、非配偶者間人工授精に関する専門的知識やそれによって生まれた子の立場を理解しようとする姿勢並びに非配偶者間人工授精の子のおかれた状況を的確に理解することができるという要件を備えた援助者が、そのソーシャルワーク・プラクティスに際してナラティブ・アプローチを用いることが有意であることが示唆された。

2) ニュージーランドの生殖医療福祉施策に関する研究

この研究では、わが国の現在と将来を見越した最善の生殖補助医療関連法を制定するための議論の一助として、

①適切な高度生殖医療の実施、②家族関係の確定、③子どもの「出自を知る権利」に焦点をあてて考察した。

考察にあたり生殖補助医療関連法を2004年に制定し、同法において子どもの最善の福祉の実現をシステム化しているニュージーランドの状況を比較対象として取り上げた。

その結果、わが国で子どもの最善の福祉を実現することを理念として掲げた生殖補助医療システムを構築する上で、『「開かれた医療＋公益性の保持＝共通善」が保持された、寛容な社会の協創』というロジックを構築していくことが望ましいという示唆を得た。

VI. 日本における生殖補助医療に関する実践研究

1) 非配偶者間人工授精における人権侵害とソーシャルワーク

本研究は、非配偶者間人工授精により生まれた子どもの人権擁護を目的としている。

本研究では、欧米における子どもが親を知る権利に関する法の整備状況等を調査した。また、アメリカ並びに日本においてAIDで生まれた子どもへのインタビューを行い、「インフォームド・コンセントがないところで勝手に行われた」「『精子+母』で『私』が誕生したのではなく、そこに『人』がいたと確信したい」など「物語の喪失」といえるDI者の発話を得た。

本研究では、DI者の「物語の再構築」のために、当事者の「出自を知る権利」を保障するシステム構築が必要であり、DI者を取り巻く諸課題の本質が「社会的虐待」と呼べるものであるという示唆を得たことである。

2) 非配偶者間生殖補助医療で生れた子どものナラティブ再構築に関する研究

本論では、①DI者によるグループへのインタビュー調査、②国際会議におけるDI者の参画によるワークショップによるデータの収集、という2つの調査研究を基幹とし、DI者の「求め・訴え・願い」の根幹を明らかにすることを目的とする。本論で得た結論は、次のとおりである。1. DI者の訴えと願いは、[4つの訴え][4つの願い]と[自助力]から構造化され、それは時間が経過しても変化することが少ない、DI者に共通する「想い」である。2. DI者が自ら再構築した物語は、マクロなレベルにおいて認知されていく理路を確実に形成し続けている。3. 「人が人をコントロールする、支配する」という人権侵害から、DI者自らが発言することにより、自らが解放される契機を獲得しようとしている。4. DI者が自らの物語を語り続けることは、人権侵害から自らを解放するために欠かせない要件である。

3) 非配偶者間生殖補助医療により生まれた子どもの社会的虐待からの解放—ナラティブ・アプローチの試み—

非配偶者間生殖補助医療により生まれた子どもはその出生の真実を秘密にしたまま育てられ、出自を知る権利が奪われている。成人してその事実を知った時、自らのアイデンティティが崩れ、苦悩は大きい。この医療では子どもの知る権利が奪われており、親も医療者も社会もこれを放置している。このため、これは社会的虐待と思われる。今回、日本における非配偶者間人工授精で生まれた人（DI 者と略）3名へナラティブ・アプローチによりインタビュー調査を行い、その結果、DI 者の「生まれ」に関わる物語は外在化し、「自己」の物語から「DI 者」の物語へと一般化並びに客観化する傾向が認められ、社会的虐待からの解放が見出せた。インタビュー調査は、2006年7月から2007年8月までに6回行っており、インタビューの対象者は6回とも同一人物である。インタビュアーは、子ども家庭福祉並びに小児医療にかかる専門家であり、毎回複数名でインタビューを実施した。ナラティブ・アプローチとは、ソーシャルワーク・プラクティスという物語理論（Narrative Theory）に基づいている。

4) ソーシャルワークによる DI 者の解放をめざした支援の理論的考察

本論は、提供精子を用いた人工授精（＝Artificial Insemination by Donor。以下「AID」とする。）をめぐり、AIDで生まれてくる子（＝Donor Insemination people。以下「DI 者」とする。）の願いとAIDを選択したカップルの願いの両立をめざすものである。

本論ではソーシャルワークの立場から、DI 者のヒューマンニーズに着目し、DI 者のニーズが充足されるためには、他者や社会環境との対話が成り立つことが求められると仮定した。

本論の結論は、「(仮)DI 者相談センター」において、ソーシャルワークが機能することによって、DI 者とDI 者が対峙する他者やコミュニティ・社会環境との対話が促進され、ソーシャル・インクルージョンが保持された社会が成立し、「新しい家族」の福祉が保持される可能性が広がるというものである。

5) 生殖ケア・ソーシャルワーク理論

この研究は、生殖補助医療技術により形成された「新しい家族」の豊かな育ちと Well-being の獲得をめざす。20世紀において「新しい家族」とは、養子縁組家庭を指していた。しかし本書でいう「新しい家族」とは、21世紀になってその存在が認知されるようになった不妊に悩むカップルと生殖補助医療技術で生まれてくる子どもにより構成された「21世紀型の『新しい家族』」をさす。

本発表は、第一にユニセフが提唱する21世紀型市民の啓発・養成をめざした。すなわち、21世紀型市民とは、グローバルな視点を持って、身近なところで起こっている課題に主体的に取り組む人々である。この観点に立つとき、生殖補助医療技術は現在の私たちの世代が、未来の世代とどのようにつながっていかうとしているのかを、遺伝子レベルで問いかけていく問題を提起しているといえる。第二に保健・医療・福祉・保育の専門家養成のプロセスで、不妊に悩むカップルをサポートする[不妊相談]、生殖補助医療技術で生まれてくる子どもを支援する[生殖ケア]、さらには[新しい家族]が社会的に認知されることをサポートする[生殖ケア・ソーシャルワーク]の視点やアプローチを説く。つまり、人間について科学であることを標榜し、人間についての専門家を養成するプロセスにおいて、人間とは何か、生とは何か、生殖とは何かを考えていくとき、遺伝子レベルでの問いかけも当然に必要であるという観点に立っている。

出典

I-1) 日本社会福祉学会『社会福祉学』2008-49(1)、75-86、単著

II-1) 日本社会福祉学会『社会福祉学』2009-50(2)、32-44、共著

III-1) 日本社会福祉学会第53回全国大会、2005、共著

2) Global Social Work Congress, 2006、単著

IV-1) 中部学院大学・同短期大学部『研究紀要』2014-15(1)、23-34、単著

- V-1) 日本社会福祉実践理論学会『社会福祉実践理論研究』2008-17(1)、1-11、単著
- 2) 日本社会福祉学会中部部会『中部社会福祉研究』2015-6、単著
- VI-1) 日本社会福祉学会『社会福祉学』2006-47(3)、16-28、共著
- 2) 中部学院大学・同短期大学部『研究紀要』2010-11、9-18、単著
- 3) 日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』2008-10(2)、219-229、共著
- 4) 人間福祉学会『人間福祉学会誌』2010-10(1)、31-37、単著
- 5) World Conference on Social work and Social Development, 2012, 単著

今後の課題と目標

第三者が関わる高度生殖医療技術を活用して家族を形成した人々の、Human well-being が保障される福祉社会システムを、ケアリング・コミュニティアニズムの思想に依拠してデザインし、コミュニティベースで普及させていくことをめざしている。

一連の研究は、わが国において「(仮称)特定生殖補助医療に関する法律(案)」が制定される見通しであることに鑑み、法制定後に「出自を知る権利」や「家族関係を確定させる権利」を求める者と、その家族や提供者等の関係者の Human well-being をサポートする生殖医療福祉システムとそれを有効に機能させるための方法やアプローチを提示することを目的とする。

研究計画・方法

本研究では、Human Assisted Reproductive Technology Act2004 (高度生殖医療技術に関する法律)が整備され、Advisory Committee on Assisted Reproductive Technology (=ACART。法の運用を当事者参加で監視する機関。)により、その運用が具現化しているニュージーランドに焦点をあて、新しい「生まれ」の物語の当事者参加の実態と根底にある理念・思想を文献並びに政府機関が保持する資料によりレビューし、それに基づくヒアリング並びにフィールドリサーチを行い、法に基づく支援策の地域への浸透性、同施策の市民の認知の現況と課題を定性的に把握する。

また、ニュージーランドの調査の結果を踏まえて、社会福祉学・ソーシャルワーク並びに生殖医療系学界関係者へヒアリング調査を行い、あるいはディスカッションの機会を設け、語られた内容をデータ化し、福祉と生殖医療の接点をテキストマイニングにより分析する。

これまでの研究から積み残された課題

私は「生殖ケア・ソーシャルワーク・セオリー」を構築し、生殖医療福祉分野で活用することにより、DI 者とその家族等並びに提供者等の Human well-being の向上に寄与できるという仮説に基づき、仮説を実証するエビデンスの蓄積と理論の実用性を高めることが課題である。

私の理論を精緻化していくことは、「医療と福祉」あるいは「医療福祉と地域福祉」を橋渡しし、子どもと家庭並びにそれを取り巻く人々の福祉の増進に寄与する、福祉社会システムをデザインしていく前段として欠かせない研究であると考えている。

具体的な今後の焦点

1. 生殖ケア・ソーシャルワーク・セオリーは、DI 者と DI 者が対峙する他者やコミュニティ・社会環境との「対話」を促進するための理論モデルである。この理論モデルは、他者や環境との「対話」が可能な状況を吟味する過程を「レディネス・アセスメント」と称し、当事者への介入のアプローチとして、ナラティブ・アプローチやストレングス・アプローチ、修復的対話アプローチ、ファミリー・グループカンファレンスの手法、コミュニティ・エンパワメント・アプローチなどの連結可能性を探求するものである。
2. この研究期間においては ART を提供する医療専門職とソーシャルワークを提供する者とのチームケアによる「生命の萌芽期・出生時・くらし」を切れ目なくサポートしていくシステムと方法を検討し、人の生まれにかかる物語の全体性を擁護する福祉社会システム・デザインを構築することをめざす。
3. DI 者とその家族等を苦悩から解放するだけでなく、ソーシャル・インクルージョンの根づいた社会的認知の形成が求められる段階にあり、体系的な法の整備と運用、ケアリング・コミュニティ形成手法としてのソーシャルワークの可能性を見出すことである。